

## 平成28年度 第2回墨田区区民行政評価委員会 会議概要

会議名称：第2回墨田区区民行政評価委員会

開催日時：平成28年7月11日（月） 午後1時～午後4時45分

開催場所：墨田区役所9階 91会議室

### 1 開 会

鏡会長の挨拶で開会し、事務局から審査方法及びタイムスケジュールについて、鏡会長から審議に当たっての注意事項についてそれぞれ説明が行われた。

### 2 議 題

#### (1) 集団回収支援事業（ルート維持費）〔すみだ清掃事務所〕

所管部署（中山都市整備部環境担当部長、西村すみだ清掃事務所長）から自己紹介の後、西村すみだ清掃事務所長から事業の概要について説明があった。

#### 【主な質疑等】

（萩原委員）：古紙の市況価格が変動しやすいとのことだが、今後の市況価格の予測はどのように考えているのか。

回答（西村すみだ清掃事務所長）：関係雑誌を購読し、研究をしているが、古紙の市況価格は当面暴落することはないと予測している。ただし、中国等アジアのマーケットの動向により需給の調整が図られてしまうと変動が生ずることもある。

（高橋委員）：集団回収支援事業は、古紙回収業者に対する支援と登録団体に対する支援とで構成されているが、回収実績を見ると集積所回収による回収量が一番多い。コストの効率性という観点から現行の3つの回収方法を継続していく必要性はあるのか。例えば、回収方法を集積所回収に統一した方が効率性は上がるのか。

回答（西村すみだ清掃事務所長）：集団回収の場合、区は回収後の経費を負担しないが、集積所回収の場合は容器リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）に基づき、リサイクルに係る一定の費用も負担することとされているため、集積所回収の方がコストは高くなる。平成25年度においては、集団回収は1キログラム当たり8円44銭、集積所回収は1キログラム当たり16円16銭の経費がかかっている。このように、集団回収の方がコストが安い、制度上、マーケットの変動に影響を受けやすいため、集団回収だけに頼るわけにはいかず、複数の回収方法を継続する必要がある。

（河上副会長）：登録している町会・自治会は4割とのことだが、残りの6割の町会・自治会はどうなっているのか。

回答（西村すみだ清掃事務所長）：登録されていない6割の町会・自治会のうちでも、その中の子ども会、婦人部等が登録されている場合と、全く何も登録されていない場合とがある。

回答(中山環境担当部長): 実態として、町会の役員会で行っている場合は町会で申請されるが、町会の中の婦人部がメインで実際に回収している場合は婦人部に区から報奨金の支払があるということである。町会として申請がなくとも、婦人部・子ども会という名称で登録している団体が相当数あり、実際は4割よりも高い割合で町会が集団回収を担っている。

(河上副会長): 町会・自治会又は婦人会・子ども会のいずれも登録がされていない地域における資源の循環はどのようになっているのか。

回答(西村すみだ清掃事務所長): 週に1度の集積所回収により資源物として出してもらっている。

(河上副会長): では、地域の団体の活動がなくても、個人の活動としても循環のサイクルは確保できているということか。

回答(西村すみだ清掃事務所長): はい。

(齋藤委員): 可燃ごみの中に再生可能な古紙が含まれているという記載があるが、古紙の再生の範囲は、どのように考えているか。可燃物として出しているものを今後分別して出すとしたらどのように考えているのか。この場合、過去に廃止した分別回収を復活するのか。また、資源ごみの盗難防止対策はどのように考えているか。

回答(西村すみだ清掃事務所長): 再生可能な古紙の範囲は、例えば、ひどく汚れているもの、箔(ロウやアルミ箔)が貼ってあるもの、窓空き封筒のビニールの部分などの禁忌品といわれるもの以外のものである。可燃ごみに入っている雑紙を集団回収又は集積所回収のいずれかに回してもらうことがごみ減量の決め手と考えている。また、持ち去りについては、条例で禁じている。区では、注意を受けても従わない者に対しては罰金5万円の刑罰を担保しているが、今まで適用された例はない。他の区では罰金50万円というところもある。そのほかの対策としては、収集日の当日の朝にコンテナを組み立てていただくほか、朝7時半には持ち去り防止パトロールを行い、1日14~15件ほど注意をするなど、効果を上げている。

回答(中山環境担当部長): 町会単位で資源回収を行う分別回収は、平成18年に廃止したが、これは、同年10月から集積所においてびん・缶・ペットボトル・古紙を資源として回収することに拡充したためである。これにより分別回収という言葉はなくなったが、集積所における資源回収という形で発展的に継承しているので、分別回収を復活させるということは考えていない。

資源回収の啓発に関しては、昨年度、収集日の当日朝8時までに出してください、というシールを全コンテナに貼付したほか、今年度からはパトロールに係る職員の体制も強化している。

(武笠委員): 平成27年度に新規登録団体が7団体あったとのことだが、どのような団体か、分かる範囲で教えてほしい。

回答(西村すみだ清掃事務所長): 7団体のうち、6団体は、都市型マンションの管理組合である。管理組合では町会・自治会とは別に回収を行っている。

(武笠委員): 新しいマンションができたときに申請をしてきたということか。以前からある管理組合のうち、集団回収を行っているところと行っていないところの内訳を知りたい。

回答(西村すみだ清掃事務所長): 管理組合の総数が把握できていないので、不明である。

(武笠委員): 集団回収支援事業は、区民のリサイクル活動を浸透させようという趣旨があり、ボランティアで公益性がある。できれば、町会・自治会・子ども会等全体の中でどのくらいの割合で活動しているのかということ把握すると良いと思う。

回答(西村すみだ清掃事務所長): 貴重な数字だと思うので、今後把握に努める。

(河上副会長): 報奨金はどのように使われているか把握しているか。また、回収業者が36件とあるが、どのように選定しているのか。

回答(西村すみだ清掃事務所長): 報奨金は、集団回収の実施に対する報奨の意味での支出のため、使い道の把握はしていない。特に用途の制限はしていない。また、回収業者については、公共・公益性の観点から、主に、「リ団連」(R団連すみだリサイクル協同組合)という組合に加盟している事業者を対象としている。

(横井委員): 集団回収を実施している団体は、任意契約で回収業者を選定していると思われるが、これは、区が指定する業者を選定するのか。それとも選定も任意なのか。

回答(西村すみだ清掃事務所長): 報奨金の支払対象は、リ団連の加盟業者と契約しているものに限定しているため、団体には、「リ団連加盟業者と契約してください。」と案内している。

(横井委員): 段ボールも集団回収の対象品目であるが、集団回収で回収される段ボールの中には、事業者が排出するものが含まれているようである。本来、事業者は、事業系ごみとして手数料を払って出すべきであり、集団回収支援事業として区民の税金が使われている点から問題があると思うが。

回答(西村すみだ清掃事務所長): その点は区でも課題と考えている。

(鏡会長): 本事業において公的に支援する理由は、リサイクルすることによるごみの減量化、団体が資源を回収するというコミュニティ活動に対する助成、事業者の支援の3つがあると思うが、事業開始した平成9年から現在までにおいて、その目的が当初の目的と変わってきているのではないか。社会的変化も考えなければならない。市況価格が変動したときの行政のアクセスの仕方、マイナスをどのように補填し、逆にプラスをどのように回収するのか、また、ボランティアとして行うのであれば、市場の価格に任せて行政は介入しなくてもいいと考える方もあり、所管課としてこの事業で目的として一番大切と思われるものは何か。

回答(西村すみだ清掃事務所長): ごみの減量を一番の目的と考えている。

(鏡会長): そういう視点だとすると、改善する点はいくつかあると思う。ごみの減量を金銭的なインセンティブで誘導していく時代なのかの議論がある。市民の積極的な努力を期待する方法を検討していく必要がある。

【質疑時間終了】個人評価が行われた。

(2) **住宅修築資金融資あっせん補助金事業〔住宅課〕**

所管部署(直井都市計画部長、若菜住宅課長)から自己紹介の後、若菜住宅課長から事業の概要について説明があった。

【主な質疑等】

(萩原委員): これまで貸付けがされた後、返済不能となったというケースはあるか。また、実績の中で平成23年度だけ件数が多かったのは、東日本大震災の影響か。

回答(若菜住宅課長): 貸付後に返済が滞った事例は、把握している限りではない。ただ、20年ほど前に私が住宅課にいた頃に1件だけ、損失補償を行った事例があったと記憶している。貸付けに当たっては、申請者が事前取引先の信用金庫へ確認を行っているケースが多いため、返済が不能となることはほとんどない。また、平成23年度の件数は、お見込のとおりである。東日本大震災の震災復旧のための特例措置に伴う融資あっせんを行い、12件のうち、9件がこれに当たる。

(武笠委員): 住宅の高経年化、居住者の高齢化もあり、本制度自体がとてもいいサービスだと思うので、もっと幅広くPRすることが必要と考えるが、今後どのようなPRについての具体的な方法を考えているか。

回答(若菜住宅課長): 現在は、窓口にチラシを置いて、高齢者、障害者等が窓口に来たときに制度の案内をしているが、今後は、区民の方が修築に当たってまず相談に行かれると思われる専門事業者が所属している土建組合や建築士事務所協会などに、住宅修築等の相談時、資金等が不足するといった話があった場合にこの制度を案内してもらおう等、必要な方に広く情報が行きわたるような周知を図っていきたいと考えている。

(武笠委員): 本制度は、アスベスト対策、騒音対策、防災対策、高齢者対応等といくつか貸付区分があるが、今後はどれをメインに行うことを考えているか。

回答(若菜住宅課長): 耐震等の防災対策に活用していただきたいと考えている。墨田区は高齢化率も高く、住宅の高経年化も進んでおり、利用者も高齢者が多いが、必要なときに本制度があるということを知っていただくことが重要と考えており、特に力を入れていきたいと思っている。

(横井委員): この制度は、開始から30年以上経過しているので、東日本大震災で需要があったというが、現在において本当にニーズがあるのか。低所得者向けというが、申込人の所得額が1,200万円以下であるということは、本当に低所得者向けといえるのかと思っている。また、高齢者区分の利用者が多いとのことだ

が、実際に高齢者の方が申請して融資が下りるというケースはあるのか。おそらく返済能力がないと思うので、実際に申請するのは同居の親族ではないのか。

今後、二世帯で住んでいる方については、老老介護等の問題がありますが、そのような方が今後本当に住み続けていくのか、建替えの方がニーズはあるのではないか、また、近年、空き家の問題もあり、本当に修築をしてそこに住み続けるというニーズがあるのかという点に疑問を持っている。

また、本制度は戸建て住居のみを対象としているが、住宅マスタープランでは老朽化したアパート等についても、課題となっている。今後貸付けの対象を拡大することを考えているのか。

回答(若菜住宅課長):まず、要綱が古いとのことだが、金額や対象については随時、その時期にかなった形で要綱を改正を行っている。今後は他区の実施状況等についても情報収集を行い、よりよいものにしていきたいと考えている。

次に、低所得者に対しての助成かという点についてであるが、一般的に1,000万円以上の所得のある方が高額所得者と言われているなかで、本制度は、一定程度の所得がある方をあっせん対象としていないという考え方である。いただいた意見については、今後考えていきたい。

3点目、高齢者の申請者に融資が下りるのかということについてであるが、実際、ほとんどの方が承認されている。なお、申請者の内訳は、平成23年度から27年度までの実績は18件のうち、50代は4件、60代は8件、70代は6件となっており、需要は十分にあると思っている。

また、本制度のニーズについては、住宅関係の調査をした中で、高齢者の方は、今住んでいるところからの住み替えをあまり好まない傾向にあるという結果が出ているため、ニーズはある程度あるものと考えている。

最後に、空き家の問題であるが、本制度とは別に、木造住宅の改修支援制度もある。アパート等の空き部屋を高齢者に対応した改修を行っていただき、高齢者の方に住んでいただくといった空き家対策のための制度もある。

(齋藤委員):区内にアスベスト対策が必要な物件は多いのか。また、木密対策の観点から逆行しているような印象がある。修築よりも建物を新しくするというのが本来あるべき姿であり、本制度は、当面はいいとしても、今後曲がり角にくるのではないかという気がする。区営の住宅を増やし、戸建ての老朽家屋や空き家は無くしてそちらに移ってもらうことも必要ではないか。

回答(直井都市計画部長):アスベストは、昭和40、50年代には相当使われており、どのくらい使われているかの把握はできていない。私共が所管ではないが、取壊しをする際は、環境保全の面で調査することが義務付けられている。区は、かつて、鉄骨造の工場等が多くあり、そのような建物にはアスベストが使われていることもあったと思われる。なお、吹付アスベストは本来耐火被覆のためのもので、集合住宅に施されることはあるが、戸建ての住宅についてはあまりないと考えている。そのため、実績としてはほとんどないものの、アスベストは発がん

性等の健康被害が指摘されているため、その対策は必要であり、今後も継続して実施していきたいと考えている。

木密対策との関係については、確かに、木密対策としては、耐火建築物への建替えをしていただいた方が好ましいところはあり、木密地域不燃化10年プロジェクトでも助成をしている。ただ、先ほど課長が申し上げたとおり、高齢者の方は建替えをしたくないという方も多いため、そうした方に対する修繕の支援は必要と考え、区では、木密地域を対象とした防火・耐震化改修促進助成事業も行っている。これらの制度の利用に当たって資金が不足する際に本事業は利用していただけるものと考えている。

老朽家屋を減らし、高齢者向け住宅を造っていった方が良いのではというお話については、現在、耐震改修促進計画についてパブリックコメントを募集している。今後は、老朽家屋への助成も必要と考えているが、それだけでは既存の住宅に対応できないので、本制度の継続が必要と考えている。

(高橋委員): 対象者が比較的高齢者が多く、修繕したくてもできないという方への支援としては、一定の意義はあると思う。しかし、実際に支援を受けている対象者が本当に区が支援すべき対象者なのかという課題を感じる。申請者は、将来の返済能力等を審査されて貸付けを受けており、仮にこの助成制度がなくとも修築が可能なのではないかと推測する。逆に、返済能力がなく本制度による支援を受けられない方に対する支援制度はあるのか伺いたい。

回答(若菜住宅課長): 修築等に対する直接的な助成は、個人の資産形成につながってしまうことにもなるため、区が施策として行うべき部分との線引について難しい課題であると思う。ただ、本当に支援を必要とする方に支援していかなければならないことは、考えるべきであると認識している。

(鏡会長): これまでの議論を整理して、再度見直しをするということが方向性なのではないか。問題があるということは、みなさん承知のことと思われる。

回答(若菜住宅課長): 本制度は、利用があって初めて補助ができるものであり、地域特性等を考え、どれだけ効果的に利用される制度にしていくかが課題と考える。

(鏡会長): 根底には、個人資産に結びつく住宅に行政がどの程度支援するのかという基本的問題があると思われる。そのため、様々な条件をつけてこれまで行政は支援してきた。ただ、現代の社会的状況は、大きく変わってきているので、高齢で返済能力がない方、そもそも資産がない方がたくさんいる中で、空き家対策やC R C (「Continuing Care Retirement Community」の略。直訳すると「継続的なケア付きの高齢者の共同体」)あるいは施設等、高齢者や障害者の方といった資産形成に弱い方たちが将来的にどこに住むのかということが重要な課題と考える。そこに行政がどの程度関与していくのが課題であり、本制度は現状とズレがあると思われる。利用実績が少ないことに対し、所管では周知不足を理由としているが、そもそもニーズが合っていないのではないか。そこを見直し、現状に合う形に見直すことが、所管課に求められる政策運営の姿だと思う。仮に何らかの公

金を投入するのであれば、根底から見直して、時代にマッチした制度にすべきではないか。

(鏡会長): 本制度の要綱第5条第1号に対象となる住宅の条件として、「墨田区内に所在する家屋で、申込人が自ら居住し、又は修築等を行った後に居住しようとするもの」とあるが、修築後何年ぐらい居住するかという要件はあるのか。修築等を行った後に売却するおそれはないのか。

回答(関口企画経営室長): 要綱第15条に住宅の譲渡及び目的外使用の禁止に係る規定があり、融資償還前の売却を禁じている。

(鏡会長): 4,670戸が昭和55年以前に建築された住宅で、できれば改修等の必要があり、実績として平成27年度は0件という実績になっているという理解でいいか。

回答(若菜住宅課長): 4,670戸は、旧耐震基準による木造住宅の戸数であり、本制度による修築等の対象は、バリアフリー改修等も含まれるので、この数に限られるものではない。

回答(直井都市計画部長): 区内の持ち家は5万戸程度あり、それが対象となる。

【質疑時間終了】個人評価が行われた。

### (3) 動物の愛護と管理(不妊去勢手術助成)事業〔生活衛生課〕

所管部署(北村福祉保健部保健衛生担当部長)から自己紹介の後、事業の概要について説明があった。

(萩原委員): 区は、申請に係る文書のみで、助成金を払うのか。自分の飼い猫にもかかわらず偽って申請するケースはないのか。

回答(北村保健衛生部長): 申請を受け付けた後、区の職員が現場に行き、その猫が飼い主のいない猫かどうかを確認している。また、その猫が既に手術を受けていないか確認し、手術後に助成をしている。

(鏡会長): 現場に行き確認するとはどういうことか。

回答(大塚生活衛生課生活環境係長): 現場に行き、餌場をどこにしているのか、どのあたりにいるのかということをチェックする。場合によっては近隣の方に聴き取り等を行い、その猫が確かに飼い主のいない猫かどうかを確認している。

(鏡会長): これまで飼い猫であった猫を手術したことや、飼い主のいない猫と思っていたがそうでなかったということはあったか。

回答(大塚生活環境係長): そのようなことはないが、以前、野良猫に対する強い思い入れがある方がいて、苦情があったことはある。

(武笠委員): 補助金の算定基準は、オスは5,000円、メスは1万円を上限として手術費用の半額としているが、実際の手術費用は動物病院ごとに異なるのか。

回答(北村保健衛生部長): 動物については人間でいう保険診療はなく、自由診療に当たるので、金額は医療機関ごとの設定による。複数の病院に問い合わせた上で、どの病院で手術を受けるか決めてもらうことが必要だと思う。

(武笠委員): 一般的にはどのくらいの値段ですか。

回答(北村保健衛生部長): 全ての病院における金額を把握していないので、平均的な額は分かりませんが、オスよりもメスの方が入院を要するため高くなっている。

(武笠委員): 助成に当たり、区から病院の選定や推薦は行っているのか。

回答(北村保健衛生部長): それはできないので、いくつかお調べください、と案内している。

(武笠委員): その案内には区内の動物病院のリスト等があるのか。

回答(北村保健衛生部長): ある。

(武笠委員): 区内と区外の病院とで金額に差はあるか。

回答(北村保健衛生部長): まちまちだが、メスは2万円、オスは1万円程度で変動している。

(河上副会長): 不妊去勢手術をし、その猫が繁殖しないという点では問題の解決にはなっているが、その猫は生涯地域で暮らしているので、夜間の鳴き声などのトラブルはないのか。申請者は、管理者としてあたかも飼い猫のように面倒を見ていくこととなると思うが、手術後の管理責任はどのようなか。また、逆に地域の理解が深まりトラブルが解決した事例はあるか。

回答(大塚生活環境係長): 申請者に対する指導では、近隣の方の理解を得ることが始まりと考えている。清掃においては、管理者が見えない場所に糞がある場合はそれを教えてもらって片付けに行くといった活動を通して近隣の理解を得ていただくよう指導している。決して猫がかわいくて面倒をみているのではなく、街の美化活動の一環として対応してもらうことを前提にこの助成を行っている。そうした活動を通して近隣の理解を得て、一緒に活動していただく。実際に成功している例はいくつもある。

墨田区は他区と違い、団体でなくても申請ができる。23区では、団体でないと申請ができない区もある。墨田区の場合は、活発な活動にしていくためのツールとしてこの助成を利用していただくということも前提に考えている。この活動をきっかけに近隣の方の理解を得て、活動を広げることにつながることを期待している。現実に、町会活動での本事業のかつようが広がってきているのも事実だ。

(横井委員): 去勢手術をする時期について、猫は6か月以降が適齢期とされているが、手術のときの猫の年齢も確認しているのか。

回答(大塚生活環境係長): 申請時において、大体の年齢は確認している。活動を始める時期にもより、2、3歳のときもある。ただ、どの程度で手術ができるかは、あくまでも獣医の判断になるので、区では、いつ手術すべきかという指示はしていない。

(横井委員): 手術と並行して里親探しをしているか。

回答(大塚生活環境係長): 里親に出す予定がある猫に対しては、助成をしていない。あくまでもその地域で生涯を全うする予定の猫に対する助成と考えている。里親が見つかる予定の猫については、その里親になる方に負担をしてもらうよう考えている。



(横井委員): 個人の利用も可能であるということは良いと思うが、団体に10匹申請するのと個人で10匹申請するのでは、かなり負担が異なると思うが、個人の負担を減らす方法を今後考えているのか。

回答(大塚生活環境係長): 現状はそこまで考えていない。あくまで地域の問題として捉え、団体か個人かにかかわらず、一定の負担はお願いすることとなると思う。

(横井委員): 申請は、団体の方が多いのか。

回答(大塚生活環境係長): 個人の方が多い。

(齋藤委員): 近年、猫ブームもあるが、ペットショップや飼っている家に対する取組はどうなっているのか。

回答(北村保健衛生部長): 犬については、狂犬病予防法があり、飼い主に対する予防接種を奨励している。猫については法律がなく、このようなまちぐるみの取組に助成をしているが、そのほか、講演会の開催や、児童館に出向いて子どもたちにペットを飼うときには終生飼養の責任があるという話をして、小さなときから考えてもらう取組をしている。

(齋藤委員): ペットショップに対してはどうか。

回答(大塚生活環境係長): 動物取扱業という登録制度があり、東京都で指導している。確かに、ペットブームのたびに遺棄されるペットが増えるということも事実であり、都ではペットショップへの指導を強化している。ペットは、終生飼養が前提であり、その指導も強化している。

(齋藤委員): 他区と比較して、墨田区は動物病院の数が人口に対して少ないが、野良猫が減っているということは、一方では動物病院の存続にも関係し、ペットの急病に迅速な対応ができていないのか不安を感じる。獣医や動物病院への補助を具体的にしているのか。

回答(北村保健衛生部長): 動物病院等に対する補助や支援は行っていないが、獣医師会とは、様々な事業での繋がりはあり、災害時のペットの取扱い、講演等において協力をいただいているので、必要であるとの認識はある。

(河上副会長): 申請者が猫の管理をするということであるが、その方が転出したり、入院したりなどしてその猫を管理することができなくなった場合の管理者の変更はどうしているのか。

回答(大塚生活環境係長): そのような場合に困らないよう、「餌やり、片付け等、管理者ができないときに手助けしてくれる方を必ず設けてください」とお願いしている。管理者が初めは個人であっても、それからグループを作ってもらおうという考え方である。

(河上副会長): 管理者の変更や団体の登録は、手続上きちんと行われているのか。

回答(北村保健衛生部長): それは行っていない。

(齋藤委員): ペットの飼養には、相当の費用がかかるが、動物愛護という面からペットへの保険適用等、区としての考え方を教えてほしい。

回答(北村保健衛生部長): まず、動物を飼うときは、終生飼養であることを繰り返し普及啓発していく。犬であれば、登録料、予防接種の費用、病気の治療に係る費用等、全てを踏まえた上で家族の一員として生活設計を建てるのが大切だと思う。区では、講演会や、子どものときからの教育等、あらゆる機会を捉えて飼い主になる方にお伝えしている。

(齋藤委員): 保険という話はないのか。

回答(北村保健衛生部長): 民間にはあるが、行政にはない。

(鏡会長): 不妊手術をして野良猫を増やさないという事業だが、そもそも飼い主がい  
ない猫がいること自体が問題なのではないか。

回答(北村保健衛生部長): そのとおりである。

(鏡会長): 飼い主がいない猫に行政的手当をして命を永らえるようにすることは、動物愛護の考え方も知れないが、野良猫がいるという環境を取り除くことが区の施策として考えるべきなのではないか。都に動物愛護センターがあるが、これは殺処分になるという考えか。

回答(大塚生活環境係長): センターに収容された動物については、まず、里親を探す活動をします。それでも里親が見つからない場合は、最終的には殺処分となる。

(鏡会長): そこに行く猫と不妊手術をして地域に戻す猫との違いは何か。

回答(大塚生活環境係長): 動物の引取りは、都道府県の事務として法で定められている。飼い主が手放すといったときに都は引き取らざるを得ない状況である。ところが、動物愛護という方向に世の中がシフトしている現在、都ではできる限り引き取らず、飼い主の責任において何とかしてもらおうことを強化している最中である。資料にある12頭の意味するところは、独居高齢者が手放さざるを得ないペットを抱えているという状況が裏側にあり、飼い主が亡くなった場合等、都が引き取ってセンターで対応している。

(鏡会長): 236頭に関しても、地域に放さないで一旦引き取り、里親を探す運動をし、それでも見つからない場合は殺処分となるということを区民に浸透させていくことが施策として求められているのではないか。

回答(大塚生活環境係長): 野良猫対策は、今そこにいる野良猫をどうするかということと、ペットとして猫を飼っている方々への普及啓発の両輪が必要と考える。それらが回らない限り、野良猫はいなくならない。今後の方向性としては、ペットの終生飼養について普及啓発をしていくことが重要と考えている。

(鏡会長): 自分の家では飼えないが地域なら飼うことができるというのは、少し矛盾があるのではないか。逆に野良猫を増やす施策になっているのではないか。そもそも区は何を目指しているのか。

回答(北村保健衛生部長): 指摘も理解できるが、なかなかゼロにならないものの、不妊去勢手術に係る費用を助成することで、実際野良猫の数が減少しているのも確かだ。野良猫といえども元は家で飼われていた猫である。元々日本には猫はいなかった。海外から仏教経典伝来とともにネズミ対策として日本に渡ってきた猫が人間の都合で野良猫になった。犬のように捕獲ができるような法律がないとこ

るでどのような対策ができるかという課題に、この助成事業で対応している。野良猫の問題だけではなく、人と人との関わり、人間のコミュニティの問題にもなっていると思う。

(鏡会長): そのとおりと思う。だからこそ政策としてきちんとした方向性が必要ではないかと思う。

回答(大塚生活環境係長): 飼い主のいない猫の面倒をみている方は、決して猫好きの人ばかりではない。猫が嫌いで、糞尿を何とかしたいから取り組んでいる方もいる。あくまでも地域の美化活動の一環として取り組んでおり、野良猫がいなくならないのではないかという指摘もあるが、御理解いただきたいと思う。

(鏡会長): 政策としては何を目的としているかということだ。260万円もの税金を使い、ある意味野良猫に対する支援策をしている。野良猫の頭数は減ってもゼロにする施策ではない。ゼロにするなら殺処分を前提とした里親探しをしていくことが求められるが、この事業は、今の状況は減減するが、劣悪な環境を認めているということではないか。糞尿や鳴き声の問題は依然として地域に残るのではないか。

回答(北村保健衛生部長): 23区どこも決定的な施策が見出せないのが現状だ。決して現状に満足しているわけではないが、この事業を行っていることが精いっぱいのところである。今後都とも調整して方向性がはっきりするものができればいいが、都も同様の状況であり、この不妊去勢手術助成という方法が一般的な対策となっている。

【質疑時間終了】個人評価が行われた。

### 3 委員会評価

各委員から順番に個人評価に当たったコメントを聴取し、意見交換を行った後、委員会評価を行った。

#### (1) 集団回収支援事業(ルート維持費)(すみだ清掃事務所)

##### 【高橋委員：個人評価「C」】

本事業の主たる目的がごみの減量であるとの観点からすると、資源循環を推進する手段の一つとして、集団回収は実績数値も上がっているのも意味があることと考えた。ただし、報奨金や支援費を支給しなければこの回収ルートが維持できないのかという点は疑問が残る。ほかの回収手段のバランスやコスト効率性をもう少し詳細に見て、よりよい方法に向けての検討を継続してほしい。

##### 【齋藤委員：個人評価「B」】

廃棄物処理に係る諸問題を大所高所から見て、どうしたらごみの発生量を抑えられるかということが喫緊の課題と考える。費用に関しては課題があるが、このシステムを更に進めていくことで、ごみの減量化に関して価値のある取組と判断した。

**【萩原委員：個人評価「D」】**

事業自体には意味があり、ごみの減量という目的も達成しているが、補助金という観点だけでみると、5年間の実績推移は減少傾向にあり、今後の価格の暴落の予測もないということを踏まえると、回収業者への補助金の見直しが必要だと感じた。しかし、団体への報奨金は、集団回収の方がコストが低いことから、必要性は感じる。

**【武笠委員：個人評価「C」】**

リサイクル活動を行う上で、どの程度のリサイクルが実際に行われているのかを判断できる数値が非常に乏しく、また、ボランティア活動であるものの、報奨金もあり、もう少し精査しながら進めていかなければならないと考える。純粋なボランティア活動ではないようにも感じ、もう少し説明がほしかったと感じた。

**【横井委員：個人評価「C」】**

集団回収自体は、ごみの減量化が目的ということで、リサイクルシステムの構築、地域コミュニティの創出という面でも効果を出していると考えられる。ルート維持のための回収業者への補助金については、効果があまり出ていないので、見直しが必要と思う。今後集団回収事業をより民間に広げ、NPO団体なども活用する等、活動をもう少し考えていった方がいいと思う。

**【河上副会長：個人評価「C」】**

要綱上目的効果に課題があり、適格性に欠いていると思う。事業趣旨と公益性が認められる活動であるということは理解したが、要綱上の目的や支出方法、補助金の運営方法、特に区民と業者との役割分担、区民又は業者が行うことの意義や効果が分かりにくいと感じる。

**【鏡会長：個人評価「B」】**

ボランティア活動、リサイクル活動と、それぞれに目的はあるが、それなりの実績もあり、事業の一定の効果はあるかと思う。しかし、ボランティア活動の多様化や、市場価格とのバランスといった観点からみると、改善の余地はあると思う。ただ、多くの団体が関わっていながら、500万円程度の金額であれば、それなりに意味はあると思う。

**【委員会評価「C」】**

以上の個人評価（B：2人、C：4人、D：1人）を踏まえ、委員会評価を「C」とした。

**(2) 住宅修築資金融資あっせん補助金事業〔住宅課〕**

**【高橋委員：個人評価「D」】**

実績値が非常に低く、どのくらいのニーズがあるのか、それともニーズが合っていない制度であるのか、疑問を感じる。住宅の改修に係る金額の補助であるが、本当に支援が必要な方に実施されているのかという点にも疑問が残る。実際に補助対象者になっている方は、補助を受けなくとも改修することができるのではないかという印象

がある。本当に支援が必要な方たちへの支援について今後検討を進めるとともに、ニーズに合っているかも含めて見直しが必要だと思う。

**【齋藤委員：個人評価「B」】**

耐震化の対応については工夫しているようだが、全般的に時代にあっていない。生活困窮者の方への対応になっていないと思う。都からの上意下達的なものではなく、この制度は区の独自の考え方でもっと踏み込んで対応を検討してもらいたい。

**【萩原委員：個人評価「D」】**

実績も少なく、対象者に偏りがあると思う。対象者の所得制限が1,200万円以下という点も見直すべきだと思う。ただ、平成23年度に震災の影響で数が増加したことを考えると、災害の多い日本において災害対応としては効果があると思うが、制度の目的とは合っていないので見直しが必要だと思う。討議の中にあつたように、本当に支援が必要な方に支援が行きわたるよう、制度全体の見直しが必要だと思う。

**【武笠委員：個人評価「D」】**

あっせん補助事業として、かなり見直しが必要だと思う。防災対策やアスベスト対策、高齢者・障害者の方が改修する場合といった支援内容全てをもう一度吟味し、ニーズや時代にあつた制度となるよう見直す必要がある。

**【横井委員：個人評価「E」】**

実績も少なくニーズに合っていないと感じる。時代の変化にも対応していると思えない。本当に支援が必要な方への対応に予算を充てた方が有効ではないかと思う。

**【河上副会長：個人評価「B」】**

個人のニーズと社会の課題として改善していくものという点では目線が違うと思う。申請数が少なくても、区の長年のまちづくり政策の課題として木密の解消があり、インセンティブが低く、一生に数回程度しか改修しない住宅において、区としては緊急に木密の解消を進めたく、何らかのテコ入れをしていきたい、どのような形でも接点を作ろうとする意思があるのではないかと考えている。いわゆる外部不経済の問題。とにかくまちの空間としての課題解決に向かおうとする方策のひとつに、この事業のようなツールがあるのだと思う。ただ、本当に支援が必要な層にアプローチできていない、申請の相談はあっても実際に助成しなかったというケースもあるので、改修を実際に促進する方法を更に検討してほしい。

**【鏡会長：個人評価「E」】**

木密地域については、なかなか改善できない理由がある。例えば資金、権利者等、制度以上の課題があることも事実だ。この制度がどの程度効果があるのかについては、平成27年度の実績がゼロということが表している。区民が魅力を感じない制度になってしまっている表れと思う。その理由は、議論にもあつたが、高齢者の方たちが積極的に改修やりノベーションをしようという動機付けが起きない点、経済的理由、ライフプラン等様々な理由が考えられる。現状の制度のように、申請者に補助をするというだけではなく、例えば無利子で貸し付ける、実態に合った金額に上げるなど、根

本的な見直しが必要だと思う。したがって、この金額を予算化するのであれば、今の時代にあった制度づくりを行うことが適当ではないかと考える。

#### 【委員会評価「E」】

以上の個人評価（B：2人、D：3人、E：2人）の詳細を確認したところ、見直しが必要であるとの判断は全委員に共通しており、現行制度をそのまま継続する必要性はない。一度根本から見直しを行い、ゼロから必要か否かを構築し直して欲しい、との結論により、委員会評価を「E」とした。

### (3) 動物の愛護と管理（不妊去勢手術助成）事業〔生活衛生課〕

#### 【高橋委員：個人評価「B」】

生活環境保持の観点からは本事業が最も有効な手段とは考えられないものの、動物の愛護の観点とのバランスを図った無難な施策であると思う。ある程度効果も上がっており、一定程度の必要性があると思う。公益性も目的は達成できていると思う。しかし、根本的問題解決には、飼い主に対する終生飼養の普及啓発の強化が、野良猫を減らすために非常に重要と考える。

#### 【齋藤委員：個人評価「C」】

本制度は、動物の愛護という観点からみると、様々な課題があると思う。区の独自性や自主性が感じられない。生き物をなぜ飼うのかという原点に立ち返るとこのシステムを否定するわけにもいかない。

#### 【萩原委員：個人評価「C」】

個人や自治体の負担は大きく、根本的解決には至っていないと思う。現状当面の対策としてはある程度の必要性を感じる。しかし、長期的に考えると、野良猫問題の対策が根本的に必要だと感じる。

#### 【武笠委員：個人評価「D」】

街の美化活動の一環、飼い主のいない猫に対する事業であるが、野良猫に対する複雑かつ困難な苦情も多くなっており、ほかの対応措置があるのではないかと考える。

#### 【横井委員：個人評価「B」】

野良猫対策としては、一定の効果は出ている。地域の美化活動の一環という趣旨であるが、本当に大切なことは、生き物の命に関する問題であると捉えて事業を展開してほしいと思う。

#### 【河上副会長：個人評価「C」】

実績の点では、現段階では必要性があると思うが、野良猫によるトラブルを解決し、地域の生活環境を保持するという本来の趣旨に照らすと、根本的解決に至るコストに時間や手間がかかり過ぎていて、効率性に問題があると思う。今後、補助件数が増加していった場合、町会の美化活動として定着していくのか、町会の活動に馴染むのかどうか、今後新たな課題が生ずることになりそうだという点では、適格性に問題があると感じる。

### 【鏡会長：個人評価「E」】

区が公金を用いて行う施策として、最終的に地域環境の保全が目的であるならば、野良猫は限りなくゼロにしていくことが有効だと思う。飼い猫にはできないが、地域猫なら良いという現行のスタイルは、政策としては矛盾するのではないかと思う。野良猫がいることで、子どもたちが砂場遊びができない、糞尿、鳴き声の問題等、地域の不利益が発生しており、不利益が多いことに公的資金を提供することは、政策として適当とはいえないと考える。

### 【委員会評価「C」】

以上の個人評価（B：2人、C：3人、D：1人、E：1人）を踏まえ、委員会評価を「C」とした。

## 4 第3回委員会事前質問の検討

次回の第3回区民行政評価委員会の事前質問について、確認・検討を行った。

## 5 その他（事務連絡等）

事務局から、第3回区民行政評価委員会の開催日時、第4回区民行政評価委員会に当たっての事前質問の提出等について説明があった。

## 6 閉 会